

令和8年度 町単独  
ケーブルテレビ設備撤去工事（木沢地区）

仕 様 書

令和8年4月

那賀町

## 第1章 一般共通事項

### 1. 事業目的

那賀町ケーブルテレビ同軸系サービスの終了に伴い、不要となった木沢地区の設備撤去工事を実施する。

### 2. 事業概要

HFC設備（旧同軸系設備）の伝送路設備を対象とした撤去工事を実施する。主たる工事量は以下のとおりとする。

- ・光ケーブル撤去 : 18,500 m
- ・同軸ケーブル撤去 : 10,000 m
- ・加入者宅への引込線撤去 : 150 世帯

### 3. 施工場所

那賀町木沢地区

### 4. 工事期間

契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月26日

### 5. 基本条件

- ①本工事にあたっては本仕様書を十分に理解した上で責任を持って期限内に完遂させること。
- ②本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と認められる工事等については、監督員と十分協議し、指示された事項に従うこと。
- ③受注者は工法について監督員と十分調整し、指示された事項に従うこと。

### 6. 瑕疵

#### ①瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は、検査合格日から1年間を保証期間とする。

#### ②瑕疵責任

瑕疵担保期間中において、工事不良に起因する障害が発生、またはその恐れがあるときは、受注者において無償で修理または補償すること。ただし、設備の撤去漏れについては瑕疵担保期間後においても対応すること。

- ③瑕疵担保期間中に生じた車両事故、火災や大規模地震、台風等の自然災害による故障および第三者からの申請、電柱所有者都合による電柱立替や移転等は瑕疵の対象外とする。

## 7. 関係法令の遵守

本工事の施工にあたっては、次の関係法令および規格を遵守すること。

また、これらの適用を受けないもので、他に基準規格のあるものについては当該規格に準ずるものとする。

- ①光ファイバーケーブル施工要領・同解説
- ②土木工事共通仕様書
- ③公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ④電気通信設備工事共通仕様書
- ⑤日本電気協会電気技術規程
- ⑥電気設備技術基準
- ⑦有線テレビジョン放送法
- ⑧有線電気通信および関係規定
- ⑨建築基準法および関係規定
- ⑩消防法
- ⑪廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ⑫建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑬日本工業規格（JIS）
- ⑭電気学会電気規格調査会標準（JEC）
- ⑮日本電機工業会標準（JEM）
- ⑯その他の関係法令、条例規則および規定ならびに規格等

## 8. 守秘義務

受注者は本工事にあたって那賀町固有のデータを取り扱う時は、そのデータの秘密の保護に留意すること。

## 9. 竣工検査

検査方法および検査日時については監督職員の指示に従い、検査に必要な工具、機具等は受注者において用意すること。

## 第2章 特記事項

### 1. 工事関係図書

#### ①実施工程表

- a) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成して監督職員の承認を受けること。
- b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅延なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受けること。

- c) b) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合には監督職員に報告するとともに施工等に支障がないように適切な処置を講じること。
- d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間または月間工程表等を作成して監督職員に提出すること。

## ②施工計画書

- a) 工事着手に先立ち、工事の総合的な計画を纏めた施工計画書を作成し監督職員に提出すること。
- b) 品質計画や一工程の施工確認を行う段階および、施工の具体的な計画を定めた施工計画書を、当該工事の施工計画に先立ち作成し、監督職員に提出すること。ただし、予め監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- c) b) の施工計画のうち、品質計画に係る部分については監督職員の承諾を得ること。
- d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずること。

## ③工事の記録

- a) 監督職員と打合せおよび協議した結果について工事打合せ簿に整理すること。
- b) 工事の全般的な経過を記した書面を作成すること。
- c) 工事の施工に際し、各種試験を実施した場合にはその記録を整理すること。
- d) 撤去数量に関する管理表を作成して整理すること。
- e) 次の①～④のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整理すること。
  - ①工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能または容易でない部分。
  - ②一工程の施工を完了した場合。
  - ③施工の適切なことを証明する必要があるとして監督職員の指示を受けた場合。
  - ④設計図書に定められた施工の確認を行った場合。

## 2. 工事現場管理

### ①施工管理

- a) 本工事を完遂させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書および監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

### ②品質管理

- a) 施工計画書による品質管理に基づき、適切な時期に指導、確認、試験等の必要な管理を行うこと。
- b) 必要に応じて監督職員の検査を受けること。
- c) 試験または検査の結果、疑義が生じた場合には監督職員と協議する。
- d) 運用中のF T T H回線等と一束化された区間での撤去作業を伴うため、ケーブル種別

等を十分に確認して誤切断および運用中のサービス停止を発生させないこと。

### ③安全管理

- a) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）、騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）、振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、その他関連法令に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止策要綱（平成5年1月12日付建設省経建発第1号）および建設副産物適正処理推進要綱（改正平成14年5月30日）に従い、工事の施工に伴う災害の防止および環境の保全に努める。
- b) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害および事故の防止に努める。
- c) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関連法令に従ってこれを行うこと。
- d) 同一現場で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指示を受けた場合には、同法に基づく必要な措置を講じること。
- e) 気象予報または警報等について常に注意を払い、災害の予防に努めること。
- f) 工事の施工にあたっては、工事個所ならびにその周辺にある地上および地下の既設構造物や既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定めること。ただし、それを定めることが難しい場合は、監督職員と協議すること。
- g) 火気の使用や溶接作業を行う場合等は火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備や防災シートを設ける等、火災の防止措置を講じること。
- h) 機材等の搬送計画および通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分な打合せの上、交通安全管理を行うこと。
- i) 災害および事故が発生した場合には人命を優先にするとともに、二次災害防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

## 3. 現場施工

### ①伝送路設備撤去

- a) 木沢地区の無停電電源装置（P S）の電源断を実施し、無停電電源装置（P S）を取付けている自営柱を含めて撤去すること。

ただし、この自営柱撤去に先立ち、契約地権者との交渉を実施して契約解除の承諾を得ること。自営柱の撤去後は用地を現状復旧して地権者とのトラブルが発生しない措置を講じること。

- b) 架空伝送路において、撤去対象となる光ケーブルおよび同軸ケーブルを撤去すること。ただし、F T T H伝送路と一束化されている個所については誤切断およびF T T Hの運用に影響を与えないように十分な事前確認および作業手順立案を実施して作業を行うこと。また、撤去を実施したことにより、地上高や他社ケーブルとの離隔距離が変更とな

る場合は、適切な修復を講じること。

c) 光ケーブルや同軸ケーブルに付随するクロージャ、ノードアンプ、増幅器等の機器類も撤去すること。ただし、クロージャについては運用中のF T T H回線等を収容している場合もあるので、十分に調査を実施して誤撤去等による障害を発生させないこと。また、クロージャの再組立を確実に実施すること。

d) 加入者宅において引込線および保安器等の付随機器を撤去すること。ただし、この引込線および保安器等の撤去に先立ち、加入者に工事案内を実施することと、問題なく撤去作業が完了していることの確認を行っていただき、確認書にサインを受領すること。

②その他

a) 撤去数量管理表を作成し、電柱や径間毎また加入者宅毎の撤去対象品目と数量を管理し、完成図書として提出すること。

b) 線路平面図に撤去工事を反映した状態に修正し、完成図書として提出すること。

4. 官公署その他への届出手続き等

①工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく実施すること。

②①に規定する届出手続きを実施するに際して、届出内容等は予め監督職員に報告すること。

③関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に際しては、その検査に必要な資機材や労務等を提供すること。

④四国電力柱およびN T T柱に関しては、廃止に係る手続きを適正に実施すること。また、道路占用および河川占用等に関しても廃止に係る手続きを適正に実施すること。

5. 工事写真

種別	細目	撮影数	備考
共添架申請	廃止届に必要な写真	同左	申請個所に確認
道路・河川占用申請	廃止届に必要な写真	同左	申請個所に確認
伝送路設備撤去	光ケーブル撤去	最低 5 カ所	施工前、施工中、施工後
	同軸ケーブル撤去		
	ケーブルカバー撤去		
	メッセンジャーワイヤー撤去		
	チェーンコイル撤去		
	装柱金物撤去		
	無停電電源装置		
	無停電電源装置用自営柱撤去		
	クロージャ撤去		
	ノードアンプ撤去		
増幅器撤去			

	タップオフ撤去		
	引込線撤去		
	保安器撤去		
	産業廃棄物処理状況	1 式	仮保管状況を含む
	有価物処理状況	1 式	仮保管状況を含む
	甲品撤去状況	1 式	運搬、保管状況

※上表を基本とするが、着工前に監督職員と詳細確認を実施するとともに、撮影不可な状況が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

## 6. 提出書類

区分	NO.	書類名	提出部数	提出要領	備考
着工前	1	工事着工届	1 部	持参	
	2	現場代理人及び主任技術者届	1 部	持参	
	3	計画工程表	1 部	持参	
	4	施工体制台帳	1 部	持参	
	5	施工計画書	1 部	持参	
着工前	6	その他監督職員が指示する書類	指示による	指示による	
施工時	7	実施工程表	1 部	持参	完成図書として提出
	8	撤去数量管理表	1 部	持参	完成図書として提出
	9	線路平面図	1 部	持参	完成図書として提出
	10	工事写真	2 部	持参	完成図書として提出
	11	工事打合せ簿	1 部/回	持参	完成図書として提出
	12	週間予定・実績表	1 部/回	電子メール	
	13	マニフェスト	発生部数	持参	完成図書として提出
	14	有価物管理表	1 式	持参	完成図書として提出
	15	甲品倉入れ管理表	1 式	持参	完成図書として提出
完成時	16	工事竣工届	1 部	持参	
	17	検査請求書	1 部	持参	
	18	完成図書	2 部	持参	

※上表を基本とするが、着工前に監督職員と詳細確認を実施するとともに、追加や変更等が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

## 7. 撤去品の取り扱い

### ①産業廃棄物

- a) 光ケーブル屑、ケーブルカバー、メッセンジャーワイヤー、スパイラルハンガー、ラッシングワイヤー、チェーンコイル、巻付けグリップ、装柱金物類等は産業廃棄物として処理し、マニフェストにより管理を行うこと。なお、これらの産業廃棄物に要した費

用は実費精算するものとする。

b) 産業廃棄物の処理は、現地に放置せずに仮保管場所を設けるか処分場へ直送するものとするが、収集運搬に関しては許可を得ている会社で実施することと、過積載等の道路交通法も遵守すること。

#### ②有価物

a) 同軸ケーブル、同軸関係機器類（電源供給装置、ノードアンプ、増幅器、タップオフ等）は那賀町が有価物としてリサイクル業者に売却するため、受注者は責任を持って分別して仮保管を行い、那賀町が指定するリサイクル業者に引き渡すこと。なお、これらの有価物の収集運搬に要する費用は実費精算するものとする。

#### ③甲品倉入れ

a) 鋼管柱や自営柱（根枷せ底蓋を含む）は今後の保守や整備事業に流用するため、基本的に甲品として撤去し、那賀町が指定する場所へ運搬して保管すること。

ただし、撤去する前の時点で損傷があったり、撤去方法等によって甲品として流用することが難しいと判断される場合は、監督職員に報告して指示を受けること。

b) 光ケーブルおよび同軸ケーブルについても今後の保守用としてある程度物量を確保しておくため、撤去作業着手前に監督職員と打合せを行い、ケーブル種別や長さを基に該当箇所を選定して甲品撤去し那賀町が指定する場所へ運搬して保管すること。

c) 甲品倉入れに際して発生する指定場所への運搬費用は入札額に含めること。

#### ④その他

a) 産業廃棄物、有価物、甲品のどれに該当するか不明な物が確認できた場合は、速やかに監督職員に報告し、取扱いの指示を受けること。

### 8. 完成図書

	項 目	備 考
1	表紙	本事業名を記載
2	目次	
3	実施工程表	実績入り
4	撤去数量管理表	
5	線路平面図	CADデータをCDでも提出（1枚）
6	工事写真	
7	工事打合せ簿	
8	マニフェスト	E票またはD票の写し
9	有価物管理表	
10	甲品倉入れ管理表	

※上表を基本とするが、着工前に監督職員と詳細確認を実施するとともに、追加や変更等が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。